

日本学生支援機構 第二種奨学金 ～出願書類および出願手順と締切について～

1) 出願手順と必要書類

＜①→③の手順で全て完了しないと出願したことになりません。提出先とタイミングが異なるので注意＞

① 下記書類を「〒206-8799 多摩郵便局留 文教大学奨学金受付センター宛」へ郵送提出【10月1日(金)必着】

\* 郵送の際は、＜出願ラベル（HP 掲載）＞を添付し、レターパックか簡易書留で郵送してください（追跡番号を必ず控える）。

	書類名	備考
全員必須	確認書兼個人情報取扱いに関する同意書 〈原本〉 ※用紙は「貸与奨学金案内（桃色冊子）」の一番後ろに綴じ込み	・教育支援課窓口で直接配布（締切 9/16）または郵送でお渡しします。（郵送の場合 9/16 までに HP に記載されてある Google フォームから受取申請を必ずしてください。） ・記入例を見ながら、必要事項を記入、押印ください ・桃色冊子の後ろのページにあります。 本人控用にコピーをとっておくこと
	記入済みの「スカラネット入力下書き用紙」全ページコピー ※原本は次の手順で使うので学生保管	・用紙は HP 掲載中（A4 両面印刷） ・記入方法を確認し、記入漏れのないようにすること
該当者のみ	卒業後に発行した、出身高校発行の調査書 〈原本〉 ※大学受験等で使用した「卒業見込み」となっているものは不可	1 年生のみ ※高等学校卒業程度認定試験合格者は、同試験の合格成績証明書
	連帯保証人と保証人の印鑑登録証明書 〈原本〉 ※出願日から遡って 3 か月以内に発行したもの	人的保証選択者のみ
	収入に関する証明書類（父母両方）	「奨学金を希望する皆さんへ」P.32～35 を熟読し、該当するものがあれば全て提出 ※二次募集では「2019 年→2020 年」「2020 年→2021 年」に読み替えてください。
	特別控除に関する書類 ・診断書のコピー（各診療機関にて医師発行のもの） ・療養に関わる経常的に支出した医療明細書または領収書のコピー（直近 6 か月分） ・長期療養計算書（大学所定書式）	家族に長期療養者（6 ヶ月以上療養中、又はそれが見込まれる）がいる場合のみ
	各種「障害者手帳」のコピー	家族に障害者手帳を有する者がいる場合のみ
	・赴任先の住居費、水光熱費の支出額を証明する書類または領収書のコピー（直近 3 か月分、自己負担分のみ） ※新聞代、電話代、NHK 料金等を除く ・単身赴任実費計算書（大学所定書式）	主たる生計維持者が単身赴任により別居している場合のみ
	・被害を受けたことの証明書（羅災証明書・盗難届出証明書）のコピー ・被害等で支出した経費の領収書のコピー	過去一年間に災害・盗難の被害を受けた世帯（2 年以上著しく困窮状態におかれると見込まれる場合に限る）の場合のみ
在留カードのコピー or 住民票 〈原本〉	外国籍の学生のみ ※出願資格に制限あり	

※大学が作成した所定書式の活用について

「収入に関する証明書類」や「特別控除に関する証明書類」において、（大学所定書式）とあるものや、勤務先等の発行元で書

式が用意できない場合などに備え、一部、大学で所定書式を教育支援課 HP に用意しています。Web 配付資料「大学作成の所定書式について」を参照してください。

## ②スカラネットへ申込情報を入力する【入力締切：10月3日（日）23：59】

書類を提出後、日本学生支援機構専用 WEB サイト「スカラネット（<https://www.sas.jasso.go.jp/>）」から、申込情報をスカラネット下書き用紙に下書きした内容を見ながら入力してください。なお、入力に必要な ID・パスワードは（1）の書類が到着後に交付します。（1）の出願書類を郵送提出後、ID・パスワードが4日経っても届かない場合は、必ず教育支援課までお問い合わせください。**スカラネットでの入力終了時に受付番号が表示されるので、必ず控えてください**（マイナンバー提出の際に使用します）。

## ③日本学生支援機構にマイナンバー関係書類を郵送する【スカラネット入力後、1週間以内必着】

「マイナンバー提出書のセット」（教育支援課窓口で直接配布→**締切 9/16**、または郵送でお渡します。**9/16 までに郵送希望の方は HP に記載してある Google フォームから受取申請を必ずしてください。**）の中にある、「**【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法について**」を必ず確認し、指定された方法でマイナンバーがわかる書類等を郵送してください。

No	提出書類	備考
1	マイナンバー提出書	必要事項を記入、押印
2	<b>出願者本人と生計維持者（父母両方）</b> のマイナンバーがわかる書類（下記いずれか） <ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーが書かれた住民票&lt;原本&gt;</li><li>・マイナンバー通知カードのコピー</li><li>・マイナンバーカードのコピー</li></ul> ※どのような収入形態（無職無収入含む）でも必須	・「マイナンバー提出書（所定様式）」に添付し、専用の提出用封筒に入れ、学生本人が直接機構に簡易書留で郵送（ <b>【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法について</b> を必ず読むこと） ・離婚や死別により父子・母子家庭の場合、生計維持者はその方のみになります。
3	出願する学生本人の身元確認書類	<b>詳細は【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法についてを必ず読むこと</b>

※マイナンバーは日本国民全員に付与されています。マイナンバーカードがないことは提出できない理由にはあたりません。

※マイナンバーの提出が必要な者の中に、提出できない特別な事情がある人物がいる場合（生計維持者が海外赴任しており日本に住民登録がない等）は、別途必要な提出書類があります。個別に説明しますので、早急に教育支援課にお申し出ください。

## 3) 出願書類に不備があった場合

教育支援課や、本学が出願書類の確認及びデータ処理を委託している業者（株）アグレックスの文教大学奨学金係、もしくは日本学生支援機構から皆さんに連絡をすることがあります。電話や大学から付与されているメールアドレスなど、常に確認し、連絡がとれる状態にしてください。不備が解消されない場合、審査ができませんので、ご注意ください。

## 4) 出願後の流れ

